

## プロポーザルの執行について（通知）の補足

### ・比較対象労働者の待遇情報について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「派遣法」という。）の平成30年改正により、派遣先は派遣法第26条第11項の規定を遵守できるよう、派遣料金に関して配慮しなければならないとされています。このため、派遣法第26条7項に定める比較対象労働者の待遇情報をあらかじめ提供するので、派遣法の目的を果たすことのできる金額をもって見積してください。

派遣法（抄）

（契約の内容等）

第26条 略

2～6 略

7 労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第1項の規定により労働者派遣契約を締結するに当たっては、あらかじめ、派遣元事業主に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣に係る派遣労働者が従事する業務ごとに、比較対象労働者の賃金その他の待遇に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報を提供しなければならない。

8～10 略

11 労働者派遣の役務の提供を受けようとする者及び派遣先は、当該労働者派遣に関する料金の額について、派遣元事業主が、第30条の4第1項の協定に係る労働者派遣以外の労働者派遣にあつては第30条の3の規定、同項の協定に係る労働者派遣にあつては同項第2号から第5号までに掲げる事項に関する協定の定めを遵守することができるものとなるように配慮しなければならない。

### ・派遣制限抵触日について

今回のプロポーザルについて下記のとおり補足します。

派遣制限抵触日      令和11年4月1日